平成２９年（フ）第２１５号
神戸市東灘区魚崎南町４丁目15番15号　308号、従前の住所神戸市東灘区魚崎南町５丁目５番１―508号
破産者　中川　恭伸
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９９号
静岡県浜松市中区尾張町123番地の３　サンエース201、開始決定時の住所兵庫県尼崎市武庫元町１丁目28番２―601号
破産者　上林　　哲
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第３９号
兵庫県西宮市城ケ堀町５番７―404号、前住所兵庫県西宮市南甲子園１丁目10番23号
破産者　松井　克也
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６号
兵庫県西宮市建石町５番20―202号、住民票上の住所兵庫県西宮市荒戎町７番９号（住民票上の前住所）大阪府堺市北区長曽根町3039番地２（ボザビタン302号）
破産者　上杉　理恵
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第１０２号
福島県南相馬市原町区東町２丁目74番地、破産手続開始決定時の住所岡山県笠岡市横島195番地３
破産者　曽我　俊明
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第８号
愛媛県今治市北日吉町２丁目４番４号　グランドール北日吉弐番館104号、前住所愛媛県今治市高橋甲283番地７
破産者　八木　信二
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

平成２８年（フ）第３３０号
沖縄県島尻郡南風原町字新川260番地　沖縄県立精和病院、住民票上の住所沖縄県宜野湾市大山６丁目３番３―312号　てぃーだ初春ビル
破産者　砂川　玄清
成年後見人　佐辺　友美
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３５７号
沖縄県島尻郡与那原町字東浜78番地の67　ＭｅｉｔｈⅢ404
破産者　窪田　利光
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第８号
沖縄県浦添市大平２丁目８番18―401号
破産者　石嶺　敏之
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第９号
沖縄県浦添市大平２丁目８番18―401号
破産者　石嶺　末子
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第３２号
沖縄県浦添市西原６丁目20番６号　浦西団地、Ｂ―39
破産者　城間　美佳
1　決定年月日　平成29年６月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第２号
北海道岩見沢市１条西11丁目10番地２　エルカーサⅡ　102号室
破産者　長谷川順哉
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２９年（フ）第２５号
北海道勇払郡むかわ町美幸３丁目７番地２
破産者　船山　幸子
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第２３号
青森県八戸市石堂２丁目17番２号、前住所青森県八戸市下長４丁目４番９―43号　県営住宅
破産者　古屋敷幸一
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２８年（フ）第３０３号
岩手県花巻市大迫町亀ケ森第16地割90番地３
破産者　継枝　慶明
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３０７号
盛岡市みたけ６丁目16番52号
破産者　田屋　知美
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３２８号
盛岡市肴町３番25―801号
破産者　小林　喜恵
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１２号
岩手県花巻市高木第16地割118番地
破産者　冨澤　道明
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２８年（フ）第１６４号
秋田県秋田市大平台１丁目12番地９
破産者　佐藤美香子
1　決定年月日　平成29年６月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所民事第２部